失業対策事業通史

労働省職業安定局編

（平成8年3月）

●緊急失業対策法制定前の失業対策事業

第2次世界大戦の敗戦直後の日本は、戦争のため原材料は枯渇し、戦災によって工場等の設備はほとんど失われ、残ったものは老朽化して使用できないような状態であった。さらに海外からの復員者や引揚者、戦時体制からの動員解除者等ぼう大な失業者をかかえ、経済は混乱と無秩序の状態であった。

400万ないし600万の失業者が現に生じつつある事実に照らし、失業対策委員会が構成された。

46.6　答申がその後の失業対策の基本線となった。

①各種土木工事、特に戦災地整理、道路河川の改修、農地の開発、干拓等に関し、最小限の資材をもって最大に失業者を吸収する

②知識階級失業救済大急事業を一定期間に限り実施する

連合国総司令部の指令

　46.5.21　60億円の計上

　　　　　食糧、衣服、燃料、住居の生産、配給の増加・促進事業に重点を置くべき

　　　　　あたう限り多数の失業者を有効に活用すべき

　　　　　公共職業紹介所の紹介による

46.8.12　経済安定本部－経済復興と失業者の雇用吸収という2つの至上目的を課された公共事業の総合調整庁

　公共事業の賃金－48.12.12　「政府に対する不正手段による支払い請求の防止等に関する法律」「一般職種別賃金」を超える賃金支払いの禁止。

　公共事業は、農山村関係事業が総事業費の7割以上を占め、失業多発地帯である都市ではわずかな事業量しかなかった。

　直営事業に失業者吸収率が設けられた。「公共事業に失業者を優先雇用する」（46.11．12閣議決定）

職安で把握した公共事業吸収失業者は、5～6万人。わずか1割程度しか吸収されていない。失対事業の強力な失業者吸収の事業を生み出さざるを得なかった必然性

失業応急事業

普通の公共事業は、実施地域と失業者の発生地域のアンバランスが予想された

簡易公共事業→都市失業応急事業へと発展解消

知識階級失業応急救済事業－46.5.4「緊知事業」進駐軍労務供出事業、国土計画事務補助、戦災復興計画事務補助、人口調査、失業調査、職業調査など20種目　計画上6700人吸収。自治体の職員がやるべき事務。臨時応急的に転用した。日額8円、月間200円。

　知識階級失業応急救済事業の予算単価の変遷

　21年度　8円

　22年度第2四半期　60円

　23年度第2四半期　101円

　24年度第2四半期　215円

　27倍の大幅単価増

●緊急失業対策法の制定と失業対策事業

戦後インフレを克服し、物価を安定させる施策が要請された。

48年末、総司令部より経済9原則が指令され、49年度からドッジプランが実施された。

価格差補給付金等で膨張した予算を圧縮し、石炭や鉄鋼の基幹産業への補助金を打ち切ってインフレを収束させる。

49年度予算－デフレ予算－生産縮小、企業の人員整理、行政整理で労働争議、雇用の減少など不況となった。

財政赤字の一掃

復興金融公庫融資の収支の均衡

価格差補給付金の打ち切り

対日援助物資見返り資金勘定の設定

1ドル=360円の単一為替レートの設定による貿易の再開

総司令部経済科学局の「総合失業対策のまとめ」(49.1)－ドッジプランによる多数の失業者発生に対処する

1. 労働者住宅の建設
2. 失業保険制度の改善
3. 公共事業の拡充－電源開発、産業道路の建設
4. 職業安定機関の整備
5. 退職手当、家族手当、退職金の生活保障制度への統合
6. 解雇の標準、解雇者の優先雇用の合理的な決定

「現下の失業情勢に対処すべき失業対策」　49.3.4　閣議決定

・経済９原則の強力なる実施に伴い、近き将来に大量の失業者の発生をみることは必至である。

・さらに潜在失業の顕在化、引揚者の失業等はいよいよ深刻化しつつある。

・失業の深刻化が社会不安の原因となり、ひいては経済9原則の円滑なる推進を妨げることのないよう、失業対策を急速に確立整備する。

➊失業者救済を主たる目的とする失業対策事業費を公共事業とは別途に設ける

➋現在の給付日数180日に対し、暫定的に90日延長する

➌日雇い失業保険を創設する

緊急失業対策法の制定－49.5.20公布、即日施行

「失業対策事業の開始および規模決定に関する基準」－49.8.26　職安局長→知事(

その後、しばしば変更された)

常用：失業保険金の受給者（男）が当該地域の非農業労働者数（男）に対し、1.2％以上かつ受給者（男）のうち、3か月分以上の受給が50％以上で開始する。

日雇：職安の日雇求職者のうち10日以上就労できない者、就労日数が11日以内の者の合計が200人以上に達した場合に開始する。

賃金－49.6.10　職安局長→知事

同一地域における同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金より低く定めなければならない（法第10条第2項）

現行の公共事業直用労務者に支払われる同一職種の賃金（「公共事業直用労務者標準賃金準則」46.11.13)と同額であって、賃金の最低額は一般職種別賃金の最低日額(標準日額に対し7割5分)、最高額は最高日額（標準日額に対し、12割5分）を1.1で除した商である。

単に女子なるがゆえに賃金差を設けることなく

賃金は毎日支払いを原則とする

重作業、軽作業は抽象的であり、「作業区分」(49.8.28) された。

「実施要領」

・事業主体は都道府県または市とする

・事業施行はすべて事業主体の直営とし、請負は認められない

・施行地域－①失業者の多数存在、職安の職業あっせんが困難である、②失業給付満了後も失業状態にありものが多数あること、③特殊事情(連合軍労務の大量解雇、引揚者の集団居住、災害)

・事業規模と実施期間－失業保険により救済する人員、就職可能見込人員、生活保護による扶助人員等を考慮する

失業対策事業の決定は、法第7条による

事業の就労者は、職安の紹介者に限る

「職安は、原則として6か月以内に定職につくように就職あっせんに努めること」

「毎月2回以上職業相談を実施し、定職に紹介するようあたう限りの努力をすること」

国庫補助の対象は、労務費と事務費－補助率は２／３

具体的運営方針から

・事業種目

1. 公園運動場の整備事業、②街路整備事業、③水路整備事業、④罹災地整備事業、⑤中小河川整備事業、⑥環境衛生整備事業、⑦道路整備事業、⑧港湾整備事業、⑨書記的事務補助作業

〔経済発展機期における失業対策事業の展開〕

49.5　失業対策事業の実施

50　　失業情勢はさらに悪化。吸収人員の大幅な増加。輪番制の実施。

　　　「地方失業応急救済事業」(地方単独措置)－1日あたり１万人の吸収。

50.6　朝鮮動乱で特需

51　　月平均20日就労の確保、資材費の計上

52　　産業活動の停滞、失業情勢も停滞

53　　国内経済活動の指標が戦前水準となる

59　高度成長の段階に入る

59　雇用審議会答申第2号－「一時的に失業者の生活を支えて、再就職までの労働力を保全するという本来の意味を失って、むしろ就労者の“定職”に転嫁してしまっている」

60　就労者数が増大し、35万人。

61　日雇労働者転職促進訓練

62　日雇労働者雇用奨励金

63

「賃金増給」

夏季　　　年末

昭和27年　　　　　　　3日分

28年　　3日分　　5日分

29年　　3日分　　5日分

30年　　3日分　　6日分

56度より、高率補助　４／５

●職業安定法及び緊急失業対策法の改正と失業対策事業

30年代の高度成長を背景に、①雇用の大幅増加、②労働市場の改善、③失業者の減少にも関わらず、失対就労者の通常雇用への就職が容易に進まず、就労が長期にわたって継続し滞留に新たな失業者が累積する形で、景気の動向とは無関係に一貫して増加し、60年には35万人に達した。

・平均年齢50歳(62年)

・平均就労期間は6.6年(62年)

・転職希望者は約30％ (61年)

・女子就労者が4割

62.5　失業対策問題調査研究会　15回

　9.29 調査研究報告

「失業対策制度の刷新改善に関する構想」が労働省内でまとめられる。

62.10.30　雇用審議会－62.12.25の一致点－①手当額の配慮、②地域的失業対策の拡充、③所業安定機関、職業訓練機関の拡充

63.2.13　第43回国会に「職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案」

職安法：職業指導、職業紹介、公共職業訓練、職場適応訓練等の「就職促進の措置」が「効果的に関連して実施されるための計画」が作成され、職安所長が「措置」を指示する。

失対法：失業者就労事業、高齢失業者等就労事業を実施する。就労者、賃金、運営管理規定、審議会の規定改正。

提案理由－P290

・今後の中高年失業者には、積極的な雇用対策を講じ、就職促進をはかる。

・失対への紹介は、「措置」を受けてもなお就職できないものとする。

・現就労者は、経過措置を講じて引き続き紹介する。

・賃金を地域別に作業内容に応じて定める。

・臨時賃金とする。

・高齢失業者等就労事業を実施する。（64.4.1からの実施）

改正法の施行

就職促進の措置－一般的には35歳、困難地域は30歳。

措置の概要(p.302)

従来は、失業者であり及び家計の主たる担当者→「措置」を受け終わってなお就職できず求職活動を行っている者となった。

高齢失業者等就労事業の実施

・最低年齢は60歳

・保険衛生整備事業－官公庁、学校、図書館、病院、公園緑地の簡易な清掃事業

　公共施設運営管理事業－託児施設における補助作業、手荷物、下足等の一時預かり補助事業

66年以降、失対事業に「軽作業現場」が設置され、若干の地域で実施されていた高齢失業者等就労事業は、吸収された。

法改正後の失対事業の展開

・長期紹介方式－

・賃金をめぐる動き－

　低率賃金の原則→「同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して、地域別に作業の内容に応じて定める」(63年改正)

・第3種工事をめぐる「攻防」

　作業内容表p.336

・失対流入闘争－39年頃から　61、62年に激しい闘争

就職促進措置の実施状況

63年後半から　　申請11,702　　認定5,452　　指示3,305　　就職者722

・「集団陳情の取扱について」（67.6.23）

「68年制度検討」22万人。

「措置」の総括－67年まで－申請127,000、認定94,000、指示88,000、就職53,000、失対流入14,000　福岡、京都に集中

雇用奨励金の特例措置　69年の一定期間は10万円(5万円から)

●中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の制定と失業対策

労働力需給のひっ迫の意結果、完全失業者は61年以降、２％未満。失業保険の受給者率も全体として低下傾向。労働力不足が深刻化すると想定された。

69年－50歳以下は求人が求職を上回る

　　　19歳未満は、求職が求人の1／５

　　　51歳は求職倍率は１を超え、56歳以上は6倍。求職超過。

地域的にも不均衡－産炭地域、農山村過疎地域(北海道、四国、九州)は、中高年層が移転困難だった。

70年調査報告－なお就職が困難な中高年齢失業者、産炭地域、農山村地域の特定地域の失業者に重点を置く

「中高年齢者の等の雇用の促進に関する特別措置法」71.2.16　第65回国会提出

71.10.1施行

附則2条　緊急失業対策法の効力－「法施行の際現に失業対策事業に使用されている失業者のみ、当分の間、効力を有する」

参院付帯決議

・求職手帳制度は、弾力的に運用する

法施行後

日雇労働者雇用奨励制度の特例措置　71.7.1～9.30　25万円　50,717人

75年調査報告－甲(高齢者）、乙に分けた。

●失業対策事業の終息

79.9　就労者10万人、63.6歳の平均年齢、70歳以上も25％

100万円の特例援助金制度－81年度　18,000人引退

85年制度検討－84.9末の就労者は65,000人

150万円特例給付金86．8.1から平成2年度までに49,000人が受給した。

任意就業事業

生活相談員の配置

65歳の者－220万円

65歳未満－250万円